



## インターネットによる知財侵害の判例

ここ数年、阿里巴巴(アリババ)<sup>i</sup>、淘宝(タオバオ)<sup>ii</sup>及び天猫(Tモール)<sup>iii</sup>などの電子商取引プラットフォームは中国にて急速な発展を遂げました。それと共に、模倣品ネット販売、ネットショップでの商標権侵害行為なども多発しています。その中、皆さんは既にご存知かとは思いますが、中国の急速な経済発展に伴い、特に都市部の人々の生活レベルの向上につれ、中国人の高価な海外商品に対する購買意欲が高くなりました。そのため、一部のネットショップは高価な海外商品の代理購入を装って、偽物の外国商品をネットにて販売し、日本企業を悩ませるケースもよく見かけます。

さて、弊所は以上の状況に基づいて、インターネットで購入した権利侵害品による知財判例情報の五つを以下に掲載致しましたが、ご高覧いただけましたら幸いです。

以下の五つの判例から、中国において、インターネットで権利侵害品を販売する行為に対して提訴する場合、電子商取引プラットフォームとしての連帯責任の有無、原告が謝罪をすべきかどうか、経済的損失及び侵害行為を差し止めるための合理的支出をどのように判断するか、また証拠保全の際、何に留意すべきかなどについて、ご参考いただければと存じます。

<sup>i</sup>阿里巴巴(アリババ)サイトは、中国国内貿易 B2B (企業間電子商取引) 中国語オンライン・マーケットである。アリババ中国サイトは 4,180 万以上の登録ユーザーを保有しており、ユーザーは定期的に商談、商品検索をしており、ビジネスを行う中小企業が信頼を寄せるオンライン・コミュニティ及びオフライン・コミュニティとなっている。

<sup>ii</sup>天猫(Tモール)は中国国内向けの個人向け電子商取引である。詐欺や不良品・偽造品対策として支付宝に注文者がお金を預け、注文者が配送された商品を納得したのを確認してから支付宝が出品者にお金を渡すシステムになっている。ユーザーが付ける出品者に対する満足度がアフターサービスや商品の質など細かい項目毎になっているのも特徴である。

<sup>iii</sup>淘宝网(タオバオ)2003年に設立、アジア最大の消費者向け電子商取引・ウェブサイトである。会員数2.1億人以上、中国での消費者向け電子商取引サイトでは80%のシェアを占めている。

## ◆ 判例 1

### 「当事者」

原告：貴州茅台酒股フン有限公司

被告：浙江淘宝（タオバオ）網絡有限公司と孫 佳剛氏

### 「事件概要」

貴州茅台酒股フン有限公司（以下は、茅台酒公司と称する）は第 3159141 号「貴州茅台」商標、第 237040 号「図形（空を飛ぶ）」商標、及び第 284526 号「貴州茅台酒」商標の独占的ライセンスである。茅台酒公司は孫 佳剛氏が浙江淘宝（タオバオ）網絡有限公司（以下は、淘宝公司と称する）が設立した電子商取引プラットフォームである淘宝网（タオバオワン）で偽物の茅台酒を販売していることを発見した。茅台酒公司は孫 佳剛氏が自社の商標権を侵害と見なして、裁判所に提訴した。また、茅台酒公司は淘宝公司在電子商業取引プラットフォームの提供者として履行すべき審査義務を遂行せず、侵害をもたらしたと考えて、淘宝公司を提訴した。

茅台酒公司の訴訟上の請求は下記の通り：

1. 被告の淘宝公司与孫 佳剛氏は商標権侵害行為を即時に停止すること。
2. 影響を解消するために、被告の孫 佳剛氏は淘宝网のホームページで声明を 30 日間発表すること。
3. 被告の孫 佳剛氏は茅台酒公司に経済的損失及び権利維持のための合理的支出として 5 万元を賠償すること。
4. 被告の淘宝公司与孫 佳剛氏は本案の訴訟費用を支払うこと。

杭州市余杭区人民法院の認定：

1. 『中華人民共和國商標法』第 57 条第 3 項の規定によると、登録商標専用権を侵害する商品を販売する行為は登録商標専用権侵害に該当する。そのため、孫 佳剛氏は訴訟

に係わる商品を販売し、その合法的な来源を提供していないので、損失を賠償する民事責任を負うべきである。

2. 訴訟に係わる商品がすでに孫 佳剛氏のネットショップから取り下げられたため、侵害行為が終了したと見なす。そのため、茅台酒公司に対する侵害行為の即時停止という要求を処理しない。

3. 茅台酒公司は孫 佳剛氏の侵害行為が自社の信用に嚴重な影響を与えた証拠を提供できないため、被告の孫 佳剛氏が淘宝网のホームページで声明を 30 日間発表するという要求を支持しない。

4. 茅台酒公司は審理中に淘宝公司に対する全ての要求を放棄したため、淘宝公司の侵害幫助が成立するかどうかについてはコメントしない。

5. 茅台酒公司の損失数額については、茅台酒公司は法定損害賠償による算定を主張するため、本院は訴訟に係わる商標の知名度、孫 佳剛氏の侵害行為の性質、主観的過失の程度、及び茅台酒公司在侵害行為を差し止めるために支出した合理的な費用などの要素を総合的に考慮し、賠償数額を確定する。

### 「結論」

上記の内容に基づき、『中華人民共和國商標法』第 57 条、第 63 条、最高人民法院による『商標の民事紛争案件の審査にかかる適用法律の若干問題に関する解釈』第 9 条、第 10 条、第 16 条、第 17 条、『中華人民共和國民事訴訟法』第 64 条第 1 項、第 144 条、『最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干規定』第 2 条の規定によって、以下のような判決を下す。

一、被告の孫 佳剛氏は判決の発効日より 10 日以内に茅台酒公司に経済的損失（合理的な費用を含む）30,000 元を支払う。

二、原告の茅台酒公司のほかの訴訟請求を棄却する。

本案の訴訟費用は 1,050 元で、原告の茅台酒公司在 210 元を負担し、被告の孫 佳剛氏は 840 元を負担する。

## ◆ 判例 2

### 「当事者」

原告：福建七匹狼実業股フン有限公司

被告：江 蘭珠氏と杭州アリババ広告有限公司

### 「事件概要」

福建七匹狼実業股フン有限公司（以下は、福建七匹狼公司と称する）は、江 蘭珠氏がアリババ網で経営しているネットショップにおいて、自社が商標権を有するアパレル商品を販売していることを発見した。福建七匹狼公司は前記侵害行為に対して、公証による証拠保全手続きを行って、江 蘭珠氏と杭州アリババ広告有限公司（以下は、アリババ広告公司と称する）を被告として、法院に提訴した。

福建七匹狼公司の訴訟上の請求は下記の通り：

1. 江 蘭珠氏は、そのアリババネットショップにおいて原告の商標権を侵害する商品の販売を停止すること。
2. 影響を解消するために、江 蘭珠氏はアリババ網のホームページで謝罪の声明を発表すること。
3. 江 蘭珠氏は原告に経済的損失及び侵害行為を差し止めるための合理的支出として 10 万元を賠償すること。
4. アリババ広告公司は前記賠償に対して連帯責任を負うこと。
5. 被告は本案の訴訟費用を支払うこと。

杭州市浜江区人民法院の認定：

1. 江 蘭珠氏が販売した侵害に関わる商品は、原告の登録商標が指定される商品とは同類の商品である。『中華人民共和国商標法』(2001 年訂正版) 第 52 条によると、江 蘭珠氏の前記行為は原告の商標専有権を侵害することに該当する。また、江 蘭珠氏は訴訟に係わる商品について、その合法的な来源を挙証できないので、損失を賠償するなどの民事責任を負うべきである。
2. 江 蘭珠氏が経営しているネットショップにおいて訴訟に係わる商品がもう存在しなくなり、更に江 蘭珠氏が依然として経営しているネットショップに原告の商標権を侵害する商品を販売しつづけていることを証明できる証拠もないため、浜江区人民法院は原告の商標権を侵害する商品の販売を停止するという要求を支持しない。
3. 本案における商標権の侵害行為は、主として財産性質の権利に対するものであるため、江蘭珠氏がアリババホームページで謝罪の声明を発表するという要求を支持しない。

4. 原告が江 蘭珠氏に経済的損失及び侵害行為を差し止めるための合理的支出として 10 万元を賠償することを求める訴訟請求に関しては、江 蘭珠氏が侵害行為により、獲得した利益及び原告が受けた損失が確定しにくいいため、原告が法定損害賠償による算定を主張する。浜江区人民法院は訴訟に係わる商標の登録時間及び知名度、被告の権利侵害行為が発生する時間、範囲及び過失の程度、侵害行為がもたらした影響、原告が侵害行為を差し止めるために支出した合理的な費用などの要素を総合的に考慮し、賠償数额を確定する。

5. アリババ広告公司が権利侵害の責任を負うべきかどうかについては、まず、アリババ広告公司は電子商取引プラットフォームの提供者として、具体的な取引に参加しないため、江 蘭珠氏がそのネットサービスを利用して、原告の商標専有権を侵害しているということを事前に知らなかった。且つアリババ広告会社は、原告に提訴された後、該ネットショップにおいて、訴訟に関わる商品の情報が見つからないことを確認した。次に、アリババ広告会社はそのサービス条項、法律声明を挙証して、自社が主観的に相応の注意義務を履行したことを証明した。それゆえ、アリババ広告会社は、江 蘭珠氏の権利侵害行為に対して、明らかに知っているかまたは知るべきという過失が存在しないため、浜江区人民法院は、原告がアリババ広告公司に対して提出した訴訟上の請求を支持しない。

### 「結論」

上記の内容に基づき、『中華人民共和国権利侵害責任法』第 36 条、『中華人民共和国商標法』(2001 年訂正版) 第 52 条第 1 項、第 2 項、第 56 条、最高人民法院による『商標の民事紛争案件の審査にかかる適用法律の若干問題に関する解釈』第 16 条、第 17 条、『中華人民共和国民事訴訟法』第 64 条、第 144 条の規定によって、以下のような判決を下す。

一、被告の江 蘭珠氏は判決の発効日より 10 日以内に福建七匹狼公司に経済的損失及び侵害行為を差し止めるためにかかった合理的な支出として、合計費用 25,000 元を支払う。

二、原告の福建七匹狼公司のほかの訴訟請求を棄却する。

本案の受理費用は 2,300 元であるが、その半額の 1,150 元を取る。原告の福建七匹狼公司が 432 元を負担し、被告の江 蘭珠氏は 718 元を負担する。また、保全訴訟上の請求料の 1,020 元については、被告の江 蘭珠氏が負担する。

### ◆ 判例 3

#### 「当事者」

原告：深セン市萊特妮絲服飾股フン有限公司

被告：浙江淘宝（タオバオ）網絡有限公司、車 佩文氏、  
車 轟氏

#### 「事件概要」

2012年1月、深セン市萊特妮絲服飾股フン有限公司（以下は、萊特妮絲服飾公司と称する）は車 佩文氏、車 轟氏が浙江淘宝（タオバオ）網絡有限公司（以下は、淘宝公司と称する）のネットショッププラットフォームで、「織瀛內衣（「內衣」は下着の意味）華東總代理」というネットショップで、「織瀛」というブランドの下着を販売することを発見した。該公司は前記ネットショップで、前記ブランドの下着を購入することにより、当該商品が自社の第5978151号商標と「織瀛」の商標を同時に使用していることを確認した後、商標権侵害を理由に、淘宝公司の知的財産権プラットフォームにクレームをつけた。ところが、淘宝公司は受理した後、該商品の情報を削除したが、他の「織瀛」ブランドの商品情報を削除しなかった。車 佩文氏、車 轟氏はその後もそのネットショップにおいて当該商品を販売し続けた。

2012年12月、萊特妮絲服飾公司は、前記ネットショップのウェブサイト証拠及び権利侵害商品の購入過程に対して、証拠保全を行った。

2013年10月、萊特妮絲服飾公司は車 佩文氏、及び淘宝公司を提訴したが、一回目開廷の際、車 轟氏を被告として追加することを申請した。

萊特妮絲服飾公司の訴訟上の請求は下記の通り：

1. 被告淘宝公司是車 佩文氏、車 轟氏による「織瀛」ブランドの下着の販売にプラットフォームを提供することを停止すること。
2. 車 佩文氏、車 轟氏が商標権侵害行為を停止すること。
3. 被告は連帯で経済的損失として5万元を賠償すること。
4. 被告は公証費用と本案の訴訟費用を支払うこと。

杭州市余杭区人民法院の認定：

1. 訴訟に係わる商品は第5978151号登録商標の専有権を侵害する商品となる。
2. 萊特妮絲服飾公司が提出した証拠によって、余杭区人民法院は、訴訟に係わる商品は「織瀛內衣華東總代理」というネットショップが販売したものと確定した。

3. 萊特妮絲服飾公司是車 佩文氏、車 轟氏が訴訟に係わる登録商標の専有権を侵害する商品を販売することは自社の登録商標専有権を侵害したと主張する。余杭区人民法院は、「誠芸服装服飾服務社」は非正規な就職組織で、工商登録を経て営業免許証を取得していないため、独立な商事主体資格を有しなくて、その申請者の車 轟氏は適格な商事主体であると認定する。よって、「誠芸服装服飾服務社」の名義で登録した訴訟に係わるネットショップが萊特妮絲服飾公司の登録商標専有権を侵害する商品を販売する行為は、車 轟氏の個人的な行為と見なされる。萊特妮絲服飾公司是車 佩文氏が訴訟に係わる商品を販売すると主張しているが、相応の証拠で証明できないため、余杭区人民法院はそれを採用しない。

4. 萊特妮絲服飾公司是淘宝公司が権利侵害幫助行為を成すと主張している。でも該公司が本案に係わる商品について、淘宝公司にクレームをつけたことがないということを確認した。また、車 轟氏が淘宝网にアップした訴訟に係わる商品の情報は明らかに違法または権利侵害行為が存在しない。そして、淘宝公司是訴状を受け取った後、訴訟に係わる商品の情報がもう存在しないことを確認した。よって、余杭区人民法院は淘宝公司が権利侵害を成さないと認定する。

5. 萊特妮絲服飾公司是法定損害賠償によって損害額を算定することを主張するため、余杭区人民法院は訴訟に係わる商標の知名度、被告の侵害行為の性質、主観的過失の程度、及び該公司が侵害行為を差し止めるために支出した合理的な費用などを総合的に考慮し、賠償数額を確定する。

#### 「結論」

上記の内容に基づき、『中華人民共和國商標法』（2001年訂正版）第52条、第56条、最高人民法院による『商標の民事紛争案件の審査にかかる適用法律の若干問題に関する解釈』第9条、第10条、第16条、第17条、『中華人民共和國民事訴訟法』第64条第1項、第144条、『最高人民法院民事訴訟の証拠に関する若干規定』第2条の規定によって、以下のような判決を下す。

一、被告の車 轟氏は判決の発効日より10日以内に萊特妮絲服飾公司に経済的損失（合理的な費用を含める）10,000元を支払う。

二、原告の萊特妮絲服飾公司のほかの訴訟上の請求を棄却する。

本案の受理費用は1,173元で、原告の萊特妮絲服飾公司是480元を負担し、被告の車 轟氏は693元を負担する。



◆ 判例 4

「当事者」

原告：深セン市萊特妮絲服飾股フン有限公司

被告：呉 昊氏、浙江淘宝（タオバオ）網絡有限公司

「事件概要」

2012年初以来、深セン市萊特妮絲服飾股フン有限公司（以下は、萊特妮絲服飾公司と称する）は、呉 昊氏が浙江淘宝（タオバオ）網絡有限公司（以下は、淘宝公司と称する）のネットショッププラットフォームを利用して、そのネットショップの中で「萊特妮絲」及び「lightness」のロゴを使用して、萊特妮絲の下着製品を販売することを発見し、その行為が自社の商標専有権を侵害したと考える。また、呉 昊氏がそのネットショップのホームページ及び製品のページにて、「萊特妮絲」という文字を使用したため、萊特妮絲服飾公司是、その行為が自社の企業名称を侵害したと考える。そして、萊特妮絲服飾公司是、淘宝公司是電子商取引プラットフォームの運営者として、そのプラットフォームにおける経営者の経営資格に対して審査及び確認の義務を負うべきなのに、呉 昊氏が権利侵害を成り立ち、且つ、萊特妮絲服飾会社がクレームをつけた状況においても、依然としてプラットフォームを提供しつづけているため、共同権利侵害を成すと考える。よって、2013年12月、萊特妮絲服飾公司是呉 昊氏、淘宝公司を被告として余杭区人民法院に提訴した。

萊特妮絲服飾公司的訴訟上の請求は下記の通り：

1. 呉 昊氏がそのネットショップで「萊特妮絲」及び「lightness」という文字ロゴ及び製品ロゴを使用することを停止すること。

2. 呉 昊氏、および淘宝公司是萊特妮絲服飾公司に損失賠償として5万元を賠償し、本案の訴訟費用を支払うこと。

杭州市余杭区人民法院の認定：

1. 萊特妮絲服飾公司是呉 昊氏が淘宝ネットショップのホームページで「萊特妮絲実体専門店」という文字の使用、及び商品名称などの情報に「萊特妮絲」という文字を使用することは、自社の登録商標専有権を侵害するという

主張に対して、証拠が不十分のため、余杭区人民法院はそれを支持しない。

本案において、訴訟に係わる登録商標が指定した第35類のサービスは、主には個人や組織から提供されるサービスを含んでいる。本案において、呉 昊氏が、そのネットショップで主として「萊特妮絲」というブランドの下着の販売に従事して、「萊特妮絲」という文字を使用することが、消費者にその販売商品の情報を示すことであって、あるサービスを提供するための使用ではない。そのため、提訴された権利侵害行為は、訴訟に係わる登録商標が指定したサービスと違っているため、類似サービスともならない。

2. 呉 昊氏が淘宝ネットショップにおける商品展示図面に、「萊特妮絲実体専門店」という文字を使用すること、及び S185/S144 という二つのモデルの商品名称に「萊特妮絲」という文字を使用することが、萊特妮絲服飾公司的企業名称を勝手に使用する不正競争行為を成り立つかどうかについて、根拠が足りないため、余杭区人民法院は萊特妮絲服飾公司的主張を支持しない。萊特妮絲服飾公司的企業名称である「萊特妮絲」が一定の市場知名度を有し、関連大衆に周知されている企業名称であることについて、萊特妮絲服飾公司是挙証によって証明していない。また、萊特妮絲服飾公司是、S185/S144 という二つのモデルの商品及びほかの萊特妮絲ブランド製品が自社生産の製品ではないと主張しているが、挙証によって証明をしていない。そのため、呉 昊氏は、萊特妮絲というブランドの下着を販売するために関連のホームページにて「萊特妮絲」という文字を使用することは消費者の混同をもたらすことがなく、不正競争行為と認定しない。

「結論」

呉 昊氏の行為が商標権侵害行為と不正競争行為を成さないため、淘宝公司在権利侵害幫助を成すという萊特妮絲服飾公司的主張も成立しない。前記内容に基づいて、『中華人民共和國民事訴訟法』第64条第1項、第144条、『最高人民法院民事訴訟の証拠に関する若干規定』第2条の規定によって、以下のような判決を下す。

一、原告の萊特妮絲服飾公司的訴訟上の請求を棄却する。

本案の受理費用は1,050元で、原告の萊特妮絲服飾公司在負担する。

## ◆ 判例 5

### 「当事者」

再審請求人（初審の原告、第二審の上告人）：麗華靴業貿易有限公司（以下は、麗華靴業会社と称する）

被請求人（初審の被告、第二審の被上告人）：孫 維華氏

### 「事件概要」

被請求人の孫 維華氏との商標権紛争件に関して、再審請求人は江蘇省高級人民法院（2012）蘇知民終字第 197 号の民事裁定に不服があり、最高人民法院に再審を請求した。最高人民法院は法に従い、合議制法廷を組立て、審査を行った。審査はもう終了した。

再審請求人の麗華靴業会社は、「自社が提供した証拠は孫 維華氏が侵害行為を行ったことを証明でき、第二審法院は事実認定を誤った」を理由として、最高人民法院に再審を請求した。麗華靴業会社は、代理人の陸 建潤氏に淘宝网におけるネットショップ「陽陽精品靴屋」（該ネットショップの経営者は孫 維華氏）で自社商標権侵害商品を注文購入することを依頼した。ところが、注文した商品は在庫が切れているため、双方はアリワンワン（アリワンワンとは、タオバオなどのネットショッピングに必須のチャットツールです。）を通じて、注文商品を他のスタイルの商品、即ち本案の侵害商品に取り換えれると、話し合った。よって、公証書に記載の商品のスタイル、色は麗華靴業会社が初審に法廷に提出した侵害商品とは一致しない。また、淘宝网における取引ページに表示の送り状番号は陸 建潤氏が実際に受け取った侵害商品の送り状番号と一致している。これによって、麗華靴業会社が初審に法廷に提出した侵害商品が孫 維華氏によって販売されたことを証明できる。麗華靴業会社は『中華人民共和國民事訴訟法』第 200 条第 2 項の規定に基づいて、再審を請求し、初審、第二審の判決を取り消し、法に従って改めて判決を下すことを最高人民法院に請求した。

### 「争点」

麗華靴業会社が初審に法廷に提出した侵害商品は孫 維華氏によって販売されたものであるかどうかということ。

本案において、麗華靴業会社が主張した侵害商品は孫 維華氏によって販売されたということを証明するための主な証拠は（2001）滬東証経字第 8729 号公証書（以下は、第 8729 号公証書と称する）と初審に提出した侵害商品の実物である。ところが、第 8729 号公証書における注文書は、注文した商品が「Belle サンダルオープントゥシューズ 2011 夏モデル」で、色はクリーム色であると示している。それに対して、侵害商品の実物は秋モデルのストラップ黒色系婦人靴で、前者とは一致していない。麗華靴業会社が再審を申請し、「注文した商品は在庫がきれているため、双方はアリワンワンを通じて、他のスタイルの商品に取り替えたため、前者と後者との商品が一致していない」と言い、最高人民法院に『事情説明』という材料を提出した。ところが、上記材料は文字だけによる記録のプリントで、アリワンワンというプロジェクトにおける相応の画面コピー及び他の真実性を証明できる証拠がないため、誰でもコンピュータを通じて入力と印刷によって得られるものである。よって、該材料の真実性は確定できず、本案の証拠として見なせない。また、麗華靴業会社は再審において、「取引中における送り状番号は自社が初審に法廷に提出した侵害商品は孫 維華氏によって販売されたことを証明できる」と語る。最高人民法院は、本案における 2 部の証拠、第 8729 号公証書と初審に法廷に提出した侵害商品の実物との間に、明らかな矛盾があり、また送り状番号はネット取引において、貨物の受領と発送状況だけを証明でき、本案において上記証拠の間に矛盾が存在する原因を解釈できない。それに、第 8729 号公証書そのものには、貨物の変更状況が記載されていない。そのため、本案の現有証拠は初審に法廷に提出した侵害商品は孫 維華氏によって販売されたことを証明できず、麗華靴業会社の再審請求が成立できないため、最高人民法院は支持しないことになった。

### 「結論」

上記の内容に基づき、麗華靴業会社の再審請求は『中華人民共和國民事訴訟法』第 200 条第 2 項の規定に合致していない。『中華人民共和國民事訴訟法』第 204 条第 2 項の規定に従い、下記の判決を下す。

麗華靴業会社の再審請求を棄却する。